

令和5年度 第9回中郷区地域協議会次第

日 時:令和5年12月25日(月)18時30分～

場 所:中郷区総合事務所 第4会議室

1 開 会

2 報 告

3 協 議

- (1) 自主的審議事項「中郷区型コミュニティバスのあるべき姿」について
- (2) 地域協議会委員研修を振り返って
- (3) 令和5年度地域協議会活動報告会の実施について
- (4) 地域協議会だより第64号(令和5年度第3号)の発行について

4 その他

5 閉 会

自主的審議事項「中郷区型コミュニティバスのあるべき姿」について

地域独自の予算事業として提案した「中郷区型コミュニティバスのあるべき姿検証」事業の骨子（案）

資料No.1
第9回中郷区地域協議会
R5.12.25

	現行乗合タクシー（公共交通）	R6地域独自の予算 中郷区型コミュニティバスのあるべき姿検証		互助による運行（見込み）
		企画運行	リクエスト運行	
定義・目的	不特定多数の者が利用することができる交通機関 支線運行においては、きめ細かな移動の確保と運行形態の転換等による効率化を目指す	免許返納後等、将来的な不安の解消及びタクシー車両を使った移動に慣れること	移動手段に困っている人のニーズ把握等、互助運行への検証	バス路線が廃止される地域や、路線そのものがない地域（公共交通による対応が難しい地域）における、住民等が主体となった互助による輸送
ルート	稲荷山ルート（稲荷山～新井） 岡沢ルート（岡沢～新井） 旧関山ルート（関山～中郷～新井）	受託者の企画による中郷区内を巡るツアー運行	事前登録者の意向を受け、受託者がルートを設定する運行 新井地区、関山地区、区内の需要確認	
運行時間等	あらかじめ決めた時間に定時便及び予約運行便を運行 ・通院利用者の利便性を優先して設定 ・土日祝日、年末年始の運行なし	受託者に一任 5～1月の間、月1回程度の計画（計6回）	受託者に一任 6～3月の月1回、土日祝に計画（計10回）	
利用者、対象者	不特定多数 （利用者の減少、運行費等維持経費の高額化が課題）	企画に合わせその都度参加者を募集	区内在住者の内、要介護者を除く真に移動手段に苦慮している人及び将来的な移動手段に不安を抱える人…事前登録者	区内在住者（要介護者を除く）
運賃等	中郷区内210円、中郷⇄新井320円	200円/回		
運行者等	アイエムタクシー(株)によるジャンボタクシーでの運行 ※新井タクシーは9月末で撤退	(運営) 中郷さとまる学校 (運行) アイエムタクシー		住民組織等

<現行>

<あるべき姿に向けた検証>

<あるべき姿>

自主的審議事項「中郷区型コミュニティバスのあるべき姿」について
 地域独自の予算事業として提案した「子どものい～場所開設」事業の骨子（案）

資料No.2
 第9回中郷区地域協議会
 R5.12.25

	放課後児童クラブ	上越市子どもの家	R6地域独自の予算 子どものい～場所
目的	【親の観点】 保護者の子育てと就労の両立を支援するため、遊びを主とする活動の場を提供し、児童の健全育成を図る。	【子どもの観点】 子どもたちが自由に遊べる身近な場所（町内会館等）を提供 H27に「子どもの家」を町内会館として各町内会に譲渡。町内会からの強い要望で「子どもの家」事業として継続	【親と子どもの観点】 子ども同士の発意により気軽に集まり自由な活動ができる拠点の提供《検証》 「近所で遊べる友達がない」「移動手段がなく気軽に集まらない」「親同士の遠慮がある」「少ない人数の限られたコミュニティの中で育つことが不安」などの解決に向けた第一
対象	昼間、保護者等が不在となる家庭の児童（小学1年生から6年生まで） 「保護者等」とは：児童と同居する18歳以上65歳未満の人 「不在となる」とは：就労、入院、介護、資格取得のための通学等を理由に不在となる場合	おおむね3歳以上15歳以下の子ども 自由利用（居住地・学区の制限なし）で、小中学生は下校後に来所。施設毎（町内会）にルールは設けられているが、市で統一したルールなし。	中郷区に居住する小学生または中学生の希望者 保護者等の送迎は必須とせず受託者による送迎も計画 （懸案）児童クラブ利用者を対象とするか
設置場所	中郷放課後児童クラブ（中郷小学校内）	町内会館（合併前上越市の一部）	中郷区内の公共施設
開設日	日曜日、祝日、12月29日～1月3日、その他教育委員会が必要と認める日を除いた日	日曜日、祝日、8月13日～8月15日、12月29日～1月3日を除いた日	月1回程度…平日、小学校の下校時間が比較的早い日 令和6年9月（2学期）から開始し計7回を計画 （懸案）開設日増の要望に応えきれるか
開設時間	平日：午後2時30分から6時まで 迎え時間に合わせ午後7時まで延長 土曜日及び学校休業日：午前8時から午後6時まで（要望により午前7時30分から）	平日は午後3時～5時、 土曜日は午後1時～5時。 夏休みなど児童の長期休暇期間の平日は、午後1時～5時	下校～午後5時
利用方法	事前に利用承認が必要	申込み不要	開催日に合わせ受託者が都度募集
対応者	放課後児童支援員（有資格者） 放課後児童補助員	町内会長の推薦者（市と委託契約） 無資格の地元住民が見守りと緊急時対応を兼ねている。	受託者が調整役となり、各公共施設で活動する団体等が見守りと緊急対応を兼ねる
利用料	通年…6,000円/月 緊急一時…500円/半日・800円/1日 延長…100円/回または200円/回 ※所得等による減免、長期休業期間の料金設定あり	無料 936円/時間で委託 規定以外の開設も町内会判断で可（委託料なし） 施設賠償・傷害保険加入（市負担）	無料

学校教育課

こども政策課

中郷区総合事務所